

県外の医療機関にて産前産後の健診等を受けられた方へ

里帰り出産などで、県外の医療機関にて健康診査等を受診された場合、妊娠届出時に発行された各種健康診査受診券は使用できません。申請により受診費用の還付を受けることができますので、以下の提出期限・必要書類を確認の上、還付申請手続きをお願いします。

【提出期限】 申請内容より期限が異なりますので、ご注意ください

書類の紛失や申請忘れがないよう、受診後早めの手続きをお願いします

妊婦健康診査： 妊婦健康診査を全て終了した日の翌日から数えて2年以内

新生児聴覚検査： 対象の新生児が出生した月の翌月初日から数えて1年以内

産婦健康診査： 産婦健康診査を受けた日の属する年度の年度末まで

1 か月児健康診査： 1 か月児健康診査を受けた日の属する年度の年度末まで

【必要書類】 申請内容ごとに書類をまとめて提出してください

	各申請に必要な書類	全ての申請に必要な書類
妊婦健康診査	①妊婦健康診査受診費用還付申請書 ②妊婦健康診査の領収書の写し（受診日毎にまとめてお持ちください） ③母子健康手帳の妊婦中の経過の記録があるページの写し	・母子健康手帳の「子の保護者」と「出生届出済証明」のページの写し ・還付金の振込先口座番号（申請者名義）が分かる書類の写し ※同時に申請するときは1部で結構です
新生児聴覚検査	①田原本町新生児聴覚検査費助成申請書兼請求書 ②聴覚検査の領収書の写し ③母子健康手帳の聴覚検査の結果が記載されているページの写し	・未使用の受診券 ・印鑑 ★領収書にて各健康診査・検査の内容が明記されていない場合は別途明細書の写しが必要になります。
産婦健康診査	①産婦健康診査受診費用助成金交付申請書兼請求書 ②産婦健康診査の領収書の写し ③母子健康手帳の産婦健康診査の記録があるページの写し	領収書に記載がない場合は、明細書の写しもお持ちください。 ★各申請書は窓口配布・HPよりダウンロードができます。
1 か月児健康診査	①1 か月児健康診査受診費用助成金交付申請書兼請求書 ②1 か月児健康診査の領収書の写し ③母子健康手帳の1 か月児健康診査の記録があるページの写し	★書類のコピーは窓口でもできます。（有料）

郵送での申請も可能です。郵送をご希望の際は、事前にご連絡のうえ、下記まで郵送してください。

【送付先・問い合わせ先】

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1 田原本町こども未来課 子育て相談係

TEL:0744-33-9035